

老発 0608 第 1 号
令和 3 年 6 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正
について」の正誤について

令和 3 年 3 月 19 日付けで通知した「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（令和 3 年 3 月 19 日老発 0319 第 6 号）を別紙のとおり修正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

「「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」（令和３年３月１９日老発 0319 第 6 号）別紙の訂正について

No.	該当箇所	訂正前	訂正後
1	別紙 1 p. 6 32 行目	なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u> 以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。	なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u> 以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。
2	別紙 2 p. 6 24 行目	なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者	なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者

		の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。	の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい
3	別紙 3 p. 7 4 行目	なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。	なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められ

			たい。
--	--	--	-----